

板橋区の手話の普及及び啓発に関する施策の推進方針

令和2年9月2日区長決定

1 目的

東京都板橋区手話言語条例（令和元年条例第5号）第7条の規定に基づき、手話を普及するための取組について、施策の推進方針を作成することにより、区民の手話に対する理解の広がりや聴覚障がい者の社会参画推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、区が手話を普及するために行う取組とする。

3 施策の推進内容

区は予算の適正な執行に配慮しつつ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、過重でない範囲で行う合理的な配慮の中で、次の各項の事業を実施する。

- (1) 手話の普及啓発及び手話による支援者養成に関する事業
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事業
- (3) 手話による意思疎通支援及び情報共有の拡充に関する事業
- (4) 手話を使用することができる職員・区民の育成及び手話による意思疎通等の理解啓発に関する事業
- (5) 触手話等を意思疎通手段とする盲ろう者の支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

4 施策の推進方針及び実績の公表

- (1) 本方針を見直したときは、速やかに区ホームページ等で公表する。
- (2) 施策の推進状況については、区ホームページ等で公表する。

5 その他

区による施策の推進のほか、次の各項のとおり手話の普及啓発に努める。

- (1) 手話の普及啓発を直接の目的としない事業においても、区民、職員等に対する周知を図る。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区が指定する指定管理者に対しても、手話の普及および啓発について理解と協力を求める。